

大阪市指定調査機関募集要領

1 目 的

この要領は、介護保険法第 115 条の 35 に基づく、「介護サービス情報の公表」制度に関する信頼性の確保を図るため、介護保険指定事業者から本市に報告された公表事項の内容を確認するための調査を実施する機関（以下「指定調査機関」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものである。

2 募集概要

(1) 募集内容

介護保険法第 115 条の 36 に基づく指定調査機関の指定事業者の募集

(2) 募集期間

令和 3 年 6 月 11 日～令和 4 年 3 月 31 日

(3) 提出書類

- ア 指定申請書（様式第 1 号）
- イ 申請者の定款又は寄付行為及び登記事項証明書（いずれも写し）
- ウ 申請日の属する事業年度の前年度における貸借対照表及び損益計算書
- エ 申請日の属する事業年度及び次年度の事業計画書及び収支予算書
- オ 調査事務に係る法人の役員の名簿
- カ 上記オにおける各役員の経歴
- キ 誓約書（様式第 2 号）
- ク 調査事務を行う事務所の名称及び所在地（様式第 3 号）
- ケ 申請に係る意思決定の方法（様式第 4 号）
- コ 構成員の氏名及び構成の割合（様式第 5 号）
- サ 調査の実施方法に関する計画（様式第 6 号）
- シ 調査員名簿（様式第 7 号）
- ス 調査を行おうとする介護サービス、調査実施可能件数、調査員数（様式第 8 号）
- セ 調査に関する苦情を処理するために講ずる措置の概要（様式第 9 号）

3 留意事項

(1) 次のア～クのいずれかに該当するときは指定調査機関の指定を受けることはできない。

- ア 法人でないとき。
- イ 情報公表事務を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- ウ 役員又は法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が情報公表事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- エ 情報公表事務が不公正になるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。

- オ 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- カ 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第37条の10第1項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- キ 令第37条の11において準用する令第37条の10第1項の規定により指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- ク 役員のうち、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- (2) 令第37条の4に基づき、本市は指定調査機関の指定を受けた事業者の事業者名称、所在地及び調査事務を行う事務所の所在地を公示する。
- (3) 指定調査機関の指定は、本市が発注予定の「指定調査機関運營業務委託」を受注するための資格要件の1つであるため、調査事務を行うには当該業務委託を受注する必要があることに留意すること。